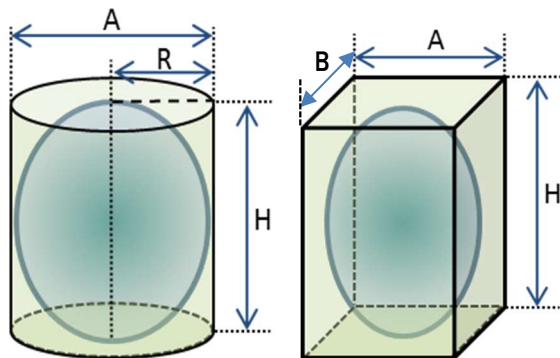


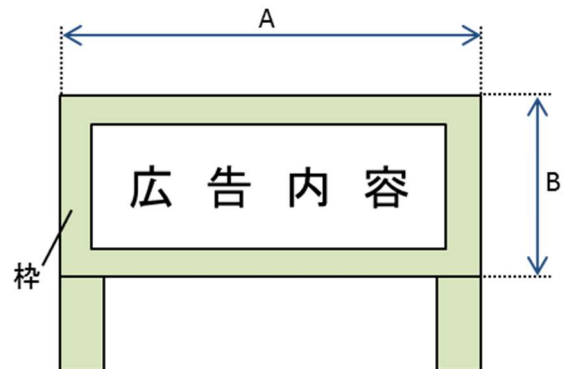
(6)



$$S = 2 \times R \times \pi \times H \quad \text{または} \quad S = (2 \times A \times H) + (2 \times B \times H) \quad \text{等}$$

※内包できる最小の幾何学形状の表面積（上部等は除く）

(7)



$$S = A \times B \times 2$$

※枠組みを含む（両面／脚部は除く）

【表示面積算定の具体例】

① 複数の広告物で一つの内容を表示するもの $S = A \times B$ ($2C \geq D$ の場合に限る) ※ $2C < D$ の場合は、$S = B \times C \times 4$	② 複数の壁面に及ぶ広告物 $S = (A \times C) + (B \times C)$ ※複数の面に及んでも1つの広告物として扱う
③ 屋上広告物（4面）の表示面積 $S = (A \times C \times 2) + (B \times C \times 2)$ ※表示していない面があっても原則4面で計算	④ 屋上広告物（別の広告物として扱う場合） ※例は両面表示の場合 $S1 = A \times B \times 2 \quad S2 = C \times D \times 2$ ※板面が分かれていれば別々の広告物として扱う

⑤ ひとつの広告板に複数の広告物を表示するもの（集合広告物）



【広告板・広告塔の場合】

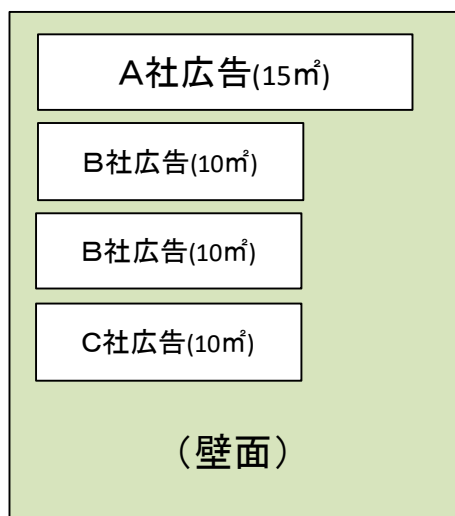
※ A～D社すべてが同一敷地内に事業所等を有している場合に限る（自家用以外の混在は不可）

- ①許可は広告物（申請者）ごとに行う
- ②適用除外や許可基準の面積計算は個々の事業者（申請者）ごとに判定する

【野立広告物の場合】

- ①許可は広告物（申請者）ごとに行う
- ②適用除外や許可基準の面積計算はすべての広告物の合計面積で判定する

⑥ ひとつの壁面に複数の広告物を表示するもの（集合広告物）

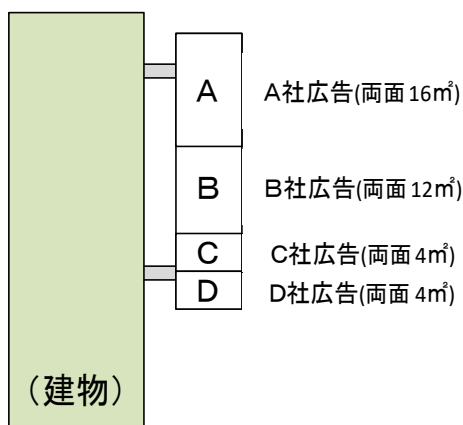


- ①許可は事業者（申請者）ごとに行う
- ②適用除外の判定は事業者ごとに行う
- ③許可基準（利用割合）の面積計算はすべての広告物の合計面積で判断する

<許可地域での具体例>

- ・ A社は10㎡を超えるため許可を受ける必要あり
- ・ B社は合計で10㎡を超えるため許可を受ける必要あり
- ・ C社は10㎡以下のため、適用除外（申請不要）
- ・ A、B社の利用割合はすべての合計面積（45㎡）で判断

⑦ ひとつの突出し広告物に複数の広告物を表示するもの（集合広告物）



- ①許可は事業者（申請者）ごとに行う
- ②適用除外の判定は事業者ごとに行う
- ③許可基準の判定は、広告物全体で判断する

<許可地域での具体例>

- ・ A、B社は10㎡を超えるため許可を受ける必要あり
- ・ C、D社は10㎡以下のため、適用除外（申請不要）
- ・ A、B社の許可は、A～D社すべてを含む広告物全体の高さ、下端（D社下端）までの高さ、出幅などで判断